

換会の際に要望のあった、説明資料の配布については、次回の会議で協議することと決定した。

3月6日 政策検討会議
議長より、報告があった。委員より、政策検討会議での条例の見直し案に添付する意見の協議中、「白紙に戻す」という文言に関して発言のあった内容について協議した結果、当該発言をした会派の委員より、発言は不謹慎であり、当該発言をした会派の委員に伝える旨の発言があった。次に、意見交換会に参加した団体への説明資料の配布について、個人情報等を除き配布することと決定した。

3月12日 政策検討会議
議の報告は、明13日開催分とあわせ、次回の会議で報告を受けることと決定した。

3月22日 政策検討会議
議長より、報告があり、協議した結果、引き続き協議することと決定した。
3月26日 審査の途中

で委員長発議として、今後慎重に協議していくべきとの意見が多かったので、6月定例会に向けて努力していくというところで、継続審査としたい旨会議に諮り、全員異議なく委員長発議のとおり、継続審査とすることに決定した。

政策検討会議

1月8日 正副議長が、セミナー等において関係団体からの意見に対する見解案を作成し、会議で確認することと決定した。執行部の職員に対するセミナーを実施することと決定し、議長から市長に対し、セミナーへの協力を申し入れていただくこととした。次に、多摩市への視察を実施することと決定し、議会運営委員会の委員の参加について協議いただくこととした。次に、労働者団体との意見交換及び事業者団体との意見交換をそれぞれ実施することと決定した。これら旅費等の必要な予算執行について了承をお

願いした。
1月22日 執行部に対するセミナーについて、実施に向けた状況を報告した。関係団体との意見交換会について、実施日程を確認し、関係団体への通知を確認した。次に、セミナー等で関係団体から寄せられた意見に対する見解について、正副議長案を配布し、協議した結果、次回の会議で協議することと決定した。次に、多摩市への行政視察について、実施内容の確認をした。なお、多摩市の事業者との意見交換を会派として実施予定の委員に対し、他の会派の希望者も受け入れが可能か確認願ったが、同行できない旨確認された。次に、今後の協議の進め方について、委員より、3月議会に向け、修正案等の正副議長案を作成し、それをたたき台として協議を進めてはどうかとの提案があり、正副議長案を提案することと決定した。
1月30日 多摩市への

行政視察を実施。

2月4日 執行部に対するセミナーについて、市長より、繁忙期であるため、現時点では職員の出席が困難であるとの回答があったので、現在、実施に向けた作業は進めていない旨、報告した。次に、セミナー等で関係団体から寄せられた意見に対する見解について取りまとめをした。次に、関係団体との意見交換会について、協議した。次に、条例の見直し並びに公契約に関する市長への要望事項について座長より説明を行った。

2月13日 労働者団体を対象とした意見交換会を行った。
2月15日 事業者団体を対象とした意見交換会を行った。

2月20日 陳情書・要望書の提出状況並びにこれまでの協議の経過について確認をした。次に、

会派として多摩市の事業者との意見交換を実施した委員より、その報告を

受け、質疑を行った。続いて、関係団体との意見交換会の実施結果報告書を確認し、種々質疑を行った。次に、公契約に関する費用について、執行部側でも来年度予算に計上することを議会運営委員会にて確認した旨、報告した。続いて、条例の正副議長見直し案について、各会派の意見を伺い、これに意見を添付することと決定した。なお、条例の見直し案に添付する意見については、次回の会議で協議することと決定した。次に、公契約条例制定後に市長に要望する内容については、決議とする案について、次回の会議で協議することと決定した。続いて、

3月8日 意見交換会に参加した団体への説明資料の配布について、議会運営委員会にて、個人情報等を除き配布することと決定した旨を報告し、所定の手続きが済み次第、速やかに配布することとした。次に、条例の見直し案に添付する意見の協議中、「白紙に戻す」という文言に関して、議会運営委員会が発言としてふさわしくないため、会派に持ち帰り対応したいとの発言があった旨、報告した。次に、条例の見直し案に添付する意見について、改めて会派の意見を正副議長に提出し、正副議長案を次回の会議で協議することと決定した。

2月28日 条例の見直し案に添付する意見案は、次回の会議で協議することと決定した。続いて、

条例制定後に市長に要望する事項を決議とする案については、附帯決議としてどうかとの提案があり、次回の会議で協議することとした。

3月8日 意見交換会に参加した団体への説明資料の配布について、議会運営委員会にて、個人情報等を除き配布することと決定した旨を報告し、所定の手続きが済み次第、速やかに配布することとした。次に、条例の見直し案に添付する意見の協議中、「白紙に戻す」という文言に関して、議会運営委員会が発言としてふさわしくないため、会派に持ち帰り対応したいとの発言があった旨、報告した。次に、条例の見直し案に添付する意見について、改めて会派の意見を正副議長に提出し、正副議長案を次回の会議で協議することと決定した。

次に、公契約に関する市長への要望事項を附帯決議とする案については、要望案の形をとりながら、

協議の中で出された意見を添付することと決定した。要望案に添付する意見は、次回の会議で協議することと決定した。

3月13日 条例の見直し案に添付する意見と、公契約に関する市長への要望案に添付する意見については、正副座長案のとおりとすることに決定した。これをもって、公契約条例案に関する政策検討会議としての検討結果が次のとおりまとまった。

1. 公契約条例見直し案
2. 公契約条例見直し案について
3. 公契約に関する市長への要望案
4. 公契約に関する市長への要望案に関する意見

次に、座長より、行政視察の実施については議会運営委員会にて、今後の政策検討会議のあり方の方向性が確認された後、改めて協議することと決定した。

意見書 第1号

「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書 —原案可決—

福島第一原発事故から2年が経過したが、いまなお全国に多数の避難者がおられ、先の見えない生活を余儀なくされており、川越市にも約270人が暮らしている。

より被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」が、全会一致で可決成立した。

平成24年6月21日、第180回通常国会において「原発事故子ども・被災者支援法」（正式名称「東京電力原子力事故に

この支援法は、「支援対象地域」からの避難・居住・帰還といった選択を、被災者みずからの意思によって行うことができるよう、国が責任を持つて具体的な支援をしなければならぬと定めている。すなわち、原発事故で避難した方には、国による避難指示のあるなしにかかわらず、移動・住宅・就学・就業等に関する支援及び移動先自治体による役務の提供を、避難しない方には、医療・就学・食の安全・放射線量の低減・保養等に関する支援することを、さらに家族と離れて暮らすことになった子どもに対

する支援を定めたものである。

一方、この支援法では、具体的施策（支援対象地域の範囲、支援施策の具体的内容、自治体との連携、予算措置など）は、政府の定める「基本方針」によるものとされているが、同法の成立から9ヶ月が経過した現時点においても「基本方針」の策定のめどが明らかにされていない。川越市に避難してきた方々も、住宅、仕事、保育、教育、子どもの健康、二重生活等、避難生活に関わる様々な困難を抱えて生活されており、可及的速やかな施策の具体化が求められている。

える放射線被ばくを余儀なくされている地域全体を「支援対象地域」とすること。 2. 各種の具体的施策の早期実現のために必要な予算措置を講ずること。特に、安定した住居の確保、子どもの定期的健康診断と医療費の減免、二重生活における移動交通費の支援は喫

緊の課題として具体化する。 3. 地方自治体が行う関連施策に対しても国が支援を行うこと。 4. 「基本方針」策定と具体的施策については、被災者の意見を十分に聞き、反映する措置をとること。 平成25年3月26日 川越市議会

請願第1号

「原発事故子ども・被災者支援法」に基づく具体的施策の早期実施を求める意見書の提出を求める請願書 —採 択—

提出者：川越市下広谷806-15

「ここカフェ@川越」 代表 伊藤千亜

よって国におかれては、左記事項を実施されるよう強く要望する。

1. 原発事故子ども・被災者支援法に基づく「基本方針」を策定し、公衆の追加被ばく限度である年間1ミリシーベルトを超

議決 第1号

朝鮮民主主義人民共和国による3度目の核実験に抗議する決議 —原案可決—

朝鮮民主主義人民共和国（以下「共和国」という。）は、平成25年2月12日、3度目の地下核実験を実施したと発表した。

昨年12月の事実上の長距離弾道ミサイルの発射に続き、今回の核実験も国連安全保障理事会の決議に違反して強行されたものである。

核実験の中止を求める多くの要請を無視し、核実験を強行したことは、国際的な核兵器廃絶を目指す動きに対する重大な挑戦であり、北東アジア地域のみならず国際社会の平和と安定を脅かすものである。

よって、本市議会は、唯一の被爆国として、共和国の核実験実施に断固抗議するとともに、いかなる核実験もこれ以上実施しないこと、すべての核兵器及び既存の核計画を放棄することを強く求めるものである。

平成25年2月26日

川越市議会